

第3節

急務となる立地競争力強化策

企業が国を選ぶ時代であって、我が国が空洞化を防ぎ持続的な経済成長を達成するために、立地競争力の

強化は不可欠になる。本節では、迅速な実施が求められる施策を明らかにする。

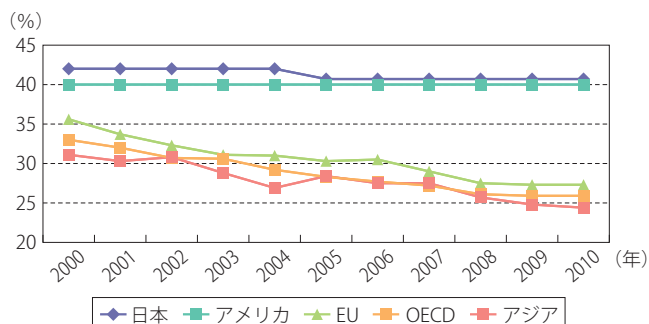
1. 企業の競争力強化のための法人税引き下げ

企業の立地選択においては、マーケットの状況などが重要な要因と考えられるが、社会保障負担や法人実効税率などの公的負担の水準も一要因と考えられる。

このうち、我が国の法人実効税率は1990年代末の税制改革で低下した後は、今般の引き下げまでおおむね横ばいで推移してきた。一方で、OECDやEUでは多くの国で課税ベースの拡大とともに法人実効税率が引き下げられてきた（第4-3-1-1図）。

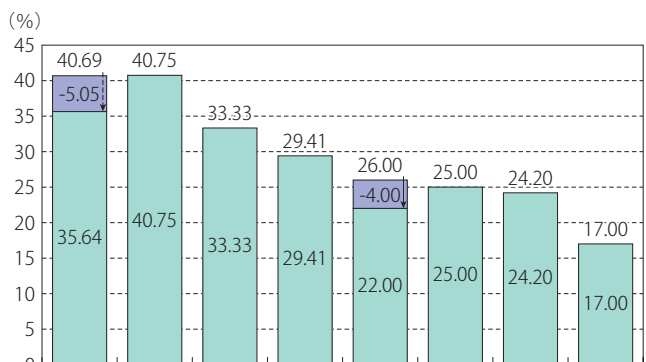
この結果として、日本の法人実効税率は各国平均と比べると相対的に高い水準となっていたことがわかる。（第4-3-1-2図）。

第4-3-1-1図 法人実効税率の推移



(注) EU (1998年時点の15か国)、OECD、アジアは単純平均

第4-3-1-2図 法人実効税率の国際比較



※日本は東京都を想定し、国税の法人税率を4.5%引き下げ、実効税率で35.64%のケース。（平成24年度から3年間は復興特別法人税として10%の付加税が課される。）
※アメリカはカリフォルニア州を想定。

(1) 近年の各国の法人税を巡る動き

① 米国

オバマ大統領は2012年2月に税制改正に関する指針を公表し、法人税率を35%から28%に引き下げるとした。また、これに伴う歳入減を補うために、優遇税制の廃止や縮小が盛り込まれる一方、製造業に対してはさらなる税制優遇措置について言及されている。

② 英国

英国の法人税は2012年度の予算案によると、2012年4月に26%から24%に引き下げられ、その後、2014年まで毎年1%引き下げられるとされている。（2014年4月には22%になる見込み。）

主要国において法人実効税率の引き下げの動きがある中、わが国に立地する企業の国際競争力強化の観点から、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、法人実効税率引き下げが、「7. 法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等」として21の国家戦略プロジェクトに位置づけられた（第4-3-1-3表）。

新成長戦略の方針の下、国内企業の国際競争力の強化と外資系企業の立地の促進、雇用と国内投資の拡大の観点から、法人実効税率の5%引き下げが盛り込まれた平成23年度税制改正法案が平成23年11月に成立し、平成24年度から法人実効税率が引き下げられ

第4-3-1-3表

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～
(2010年6月18日)

7. 法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。（後略）

ることとされた（第4-3-1-4表）。なお、平成24年度から3年間は復興特別法人税として法人税に10%の付加税が課される。（第4-3-1-5図）

第4-3-1-4表

社会保障・税一体改革大綱（2012年2月17日）

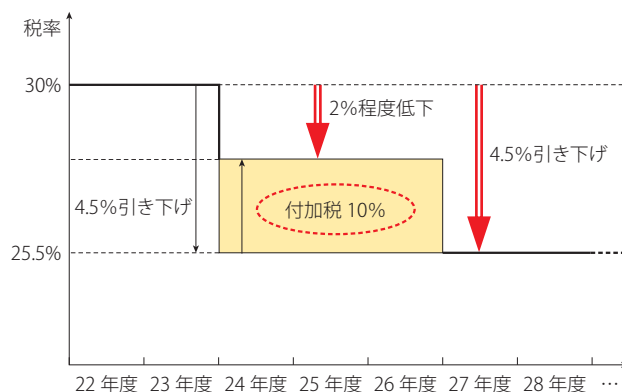
3. 法人課税

法人課税については、国際的な協調等にも留意しつつ、企業の競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る必要がある。

こうした観点から、平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大とともに、法人税率を4.5%引き下げ（平成24年度から適用開始）、中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引き下げることにしている。（後略）

第4-3-1-5図

法人税率（国税分）引き下げと復興特別法人税のイメージ



資料：税制調査会の資料をもとに作成。

2. 積極的な取組が求められるグローバル企業の誘致

グローバル企業が事業の拠点を国内に構え、新規の技術や経営手法が伝播することによって国内市場の活性化が期待できる。国際的に企業誘致競争が激化する中で、我が国の積極的な取組が求められている。

(1) アジア拠点化の推進に向けて

近年、アジア新興国によるグローバル企業の誘致に向けた支援措置の強化や、アジア新興国の経済成長に伴う我が国市場の相対的な縮小等により、我が国からグローバル企業の撤退が相次いでおり、我が国はアジア地域における国際的な事業活動拠点としての地位を喪失しつつある。しかしながら、グローバル企業の我が国への進出は、我が国に新たな技術や経営手法等をもたらすものであり、今後の我が国の経済成長に必要不可欠である。このような状況を踏まえ、政府は、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元氣な日本」復活のシナリオ～」に基づき、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社といった高付加価値拠点の誘致を進めてきた。

東日本大震災後も、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）や、「円高への総合的対応策」（平成23年10月21日閣議決定）において、東日本大震災の影響や円高等、我が国を巡る厳しい経済情勢の中で、諸外国の様々な活力を取り組むための具体的な施策として、グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するために必要な投資環境整備を行うことの意義が改めて確認されている。

平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、東日本大震災の影響等直面している問題を解決するために、平成22年に閣議決定された「新成長戦略」に盛り込まれた施策の再検証及び強化を図ることが宣言された。その中で、アジア拠点化政策については、「(1) 更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓）」の一つとして、「「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」に基づき、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備に取り組む。「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指す。」こととされている。

(2) アジア拠点化を推進するための具体的取組

以上を背景としつつ、政府は、引き続きアジア拠点化施策を推進しているところであるが、グローバル企業の誘致には、インセンティブ措置に加え、政府が一丸となってグローバル企業向けの事業環境・外国人向けの生活環境整備等に取り組むことが重要であり、関連する施策等を総合的に取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を平成23年12月16日に策定し、この下で関係省庁等がグローバル企業の誘致に向けたそれぞれの取組を着実に推進していくこととされた。

本プログラムにおいては、2020年までに達成すべき目標として、「高付加価値拠点の増加（年間30件の誘致）」「外資系企業による雇用者倍増（75万人→200万人）」「対日直接投資倍増」という3つの目標を掲げ、そのために政府として取り組む施策を整理している。

具体的には、1. グローバル企業に対する補助金や税制などのインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高めること、2. 総合特区制度等を活用することにより投資を呼び込み、地域における雇用創出につなげること、3. 社会資本の整備や規制等の見直し、行政手続の透明性向上、行政の英語化

等、事業環境の整備を進めること、4. 外国人向けの教育・医療等、生活環境の整備を進めること、5. 政府による我が国の立地環境の魅力のPR、風評被害の払拭に向けた情報発信を充実させること、という5つの柱に沿って、個別の施策に取り組むこととされている（第4-3-2-1図）。

第4-3-2-1図 アジア拠点化・対日投資促進プログラムの概要

◆プログラムに掲げる2020年までに達成すべき目標 平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定

1. 高付加価値拠点の増加（年間30件の誘致）
2. 外資系企業による雇用者数倍増（75万人→200万人）
3. 対日直接投資倍増

◆5つの柱と主な具体的施策

1. 投資を促進するため収益性を向上

補助金や税制などのインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高め、世界水準の投資環境を整備する。
アジア拠点化立地補助金、アジア拠点化推進法案、法人実効税率の5%引き下げ 等

2. 投資を呼び込むため特区制度等を活用

自治体と連携し、総合特区制度・復興特区制度等を活用することにより、国内外からの投資を呼び込む。
国際戦略総合特区、復興特区 等

3. 投資環境の整備と投資サポート体制を構築

ヒト・モノ・カネの流れを増加するために、社会資本の整備や規制等の見直しと行うとともに、行政手続の透明性向上、行政の英語化を進める。

ポイント制による出入国管理上の優遇措置、行政手続のワンストップサービス強化、医療機器・医薬品の審査手続の見直し、行政の英語化の推進 等

4. 投資先での生活環境をより暮らしやすく

外国人向けの教育・医療等、生活環境の整備を進める。
医療機関における外国人受入環境の整備、インターナショナルスクールの整備 等

5. 投資を歓迎する情報発信の充実

政府による我が国の立地環境の魅力のPR、風評被害の払拭に向けた情報発信を行う。
国際会議等におけるPR、英語による情報提供 等

資料：経済産業省作成

上記プログラムにおいても位置付けられているが、グローバル企業の誘致に際しては、他のアジア新興国の取組と同様、グローバル企業に対する直接的なインセンティブの提示が効果的である。このため、経済産業省では、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業を対象に、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案」を平成23年2月に第177回通常国会に提出した（第180回通常国会で継続審議中）（第4-3-2-2図）。

また、上記法案による措置と並ぶインセンティブとして、平成22年度補正予算より、グローバル企業による高付加価値拠点の国内立地に係る初期費用を補助する「アジア拠点化立地推進事業」を創設しており、平成23年12月に10事業者を採択した。採択した事業者の業種は、医薬品、燃料電池、自動車関連技術など、幅広い成長分野に渡っている（第4-3-2-3図）。

さらに、東日本大震災後、特に我が国のビジネス環

境に関する正確な情報発信及びPR、企業に対する誘致活動の重要性が増しているところであるため、引き続きグローバル企業に向けた広報や日本企業とのマッチング機会の創出等に取り組んでいる。この他、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」にも位置付けられているとおり、これらの施策と併せ、総合特区制度等を活用することにより、グローバル企業の立地を一層促進していく必要がある（第4-3-2-4図）。

第4-3-2-2図 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案の概要

○グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の我が国への呼び込みを推進するため、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講ずる。

ターゲット

(1) 研究開発拠点

〔イノベーションに不可欠な高度な研究者等が
集結〕

(2) アジア本社

〔グローバル経済社会に不可欠な高度な経営人材等が
集結〕

インセンティブ

法人税

○認定企業につき5年間、20%所得控除

個人所得税

○認定企業の取締役等に外国親会社が付与した新株予約権を
ストック・オプション税制の対象とし、譲渡時まで課税繰延

特許料

○認定研究開発事業者の特許料等を軽減

外為法

○対内直接投資等に関する届出の法定不作為期間を短縮
(30日→2週間)

資金調達

○中小企業投資育成株式会社による株式引受け（中小企業者のうち、資本金の額が3億円
を超える株式会社も対象）

※認定企業に就労予定の外国人の入国手続（在留資格認定証明書）の審査を迅速化（通常1ヶ月→10日程度）

資料：経済産業省作成

第4-3-2-3図 アジア拠点化立地補助金の概要

事業イメージ

日本政府

【ターゲット】

国際的に事業展開するグローバル企業の
呼び込み

○経営・技術等の「高度人材」が集結する
地域統括拠点

○日本のモノづくり力を活用し事業化する
機能も含めた研究開発拠点

公募

第三者による審査

我が国へもたらす経済効果等を勘案して交付決定
(要件)
・2カ国以上の事業展開
・3年以上の事業継続
等

採択
決定

拠点立地に係る 初期投資支援

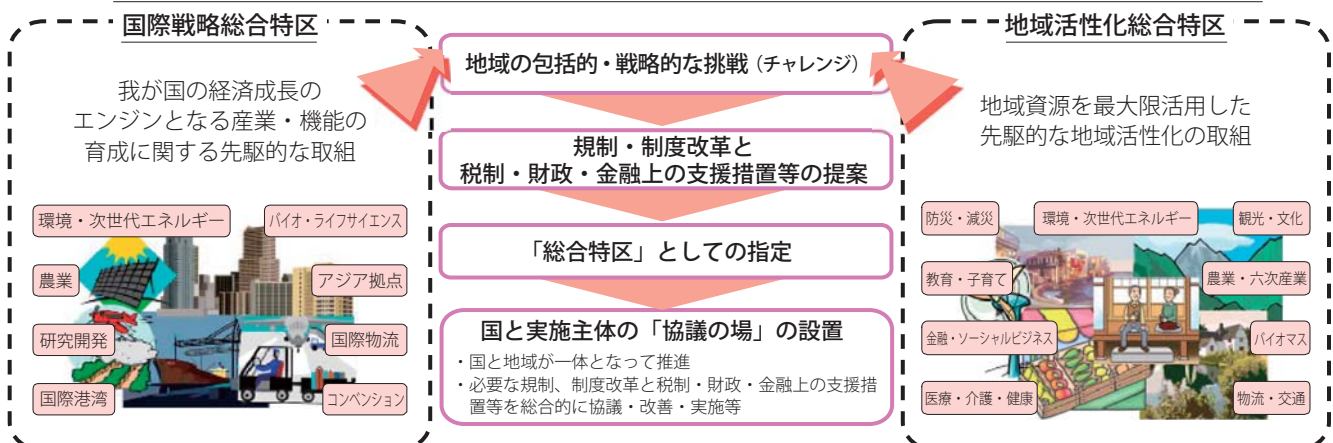
2010年度補正予算額：20億円
2011年度当初予算額：5億円
2012年度当初予算額：5億円

○拠点の設置にかかる工事費、必要な
設備費などが対象
○補助率最大1/2

資料：経済産業省作成

第4-3-2-4図 総合特区制度の概要

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る



資料：内閣官房地域活性化統合事務局作成

3. ニーズに即した立地補助金の整備

震災や円高等による産業空洞化が急速に進展し、雇用が喪失する懸念の高まりを受けて、国内での更なる投資を誘引するために、即効性のある立地競争力の強化策として立地補助金の整備は重要である。

(1) 立地競争力強化のための国内立地補助金の実施

東日本大震災により被災した企業の中には、サプライチェーンの中核に位置する企業が存在し、そうした企業の復旧が長期化した影響により、川下の完成品メーカーの生産も長期にわたり停止するなど、全国的に生産に支障を来す事態が生じた。これは、サプライチェーンが複雑化し、川下の完成品メーカーもその全体像の把握が十分にできておらず、一部の代替困難な部品・素材が特定の事業者を生産集中していたことによるものであった（第4-3-3-1図）。

特に、世界的に有数のシェアを持つ一部の代替困難な部品・素材については、日本以外の国における完成品の生産活動にも影響を与えることになった。

国際的なサプライチェーン途絶リスクが顕在化した

ことを契機に、次世代産業の主導権を握るべく、部品・素材分野を中心に外国政府からの日本企業誘致に向けた動きが活発化した（第4-3-3-2図）。

例えば韓国は「部品・素材競争力総合対策」を策定し、10大核心素材について、自国企業に対し2018年までに約1兆ウォン（約800億円）のR&Dを投入しつつ、さらに、韓国産業銀行を中心として、3,000億ウォンの部品・素材ファンドを設立して、海外の部品・素材企業の買収を狙っている。また、中国は、次世代自動車を戦略分野として、電気自動車のナショナルチームを結成し、重要部品産業を育成している（第4-3-3-3図）。

さらに、大震災後に発生した急激な円高や電力供給不安などの課題は、我が国の立地競争力を著しく低下させ、今後の成長が期待される中核分野において、実際に生産拠点を海外に移転する企業も出るなど、産業の空洞化が一気に加速する懸念が高まっていた。国際競争力を有する企業を安易に海外にシフトさせてしまえば、我が国の産業が長期的な国際競争力を失うことになり、震災前から停滞している我が国経済の再生と

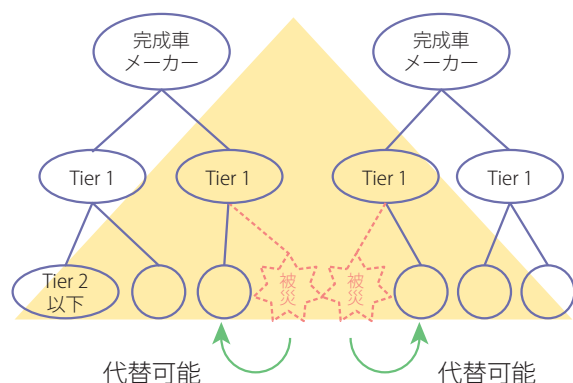
第4-3-3-1図 サプライチェーン途絶懸念の増大

- 完成品メーカーは、取引先が各段階でそれぞれ複数の調達先から部素材を購入し、代替可能性が確保された「ピラミッド型構造」が形成されていると認識。
- しかしながら、実際には、二次取引先以下で部素材の供給が一部の事業者集中し、代替可能性が確保されず。（「ダイヤモンド型構造」）

【想定】

ピラミッド構造

- ・系列毎に複数の部素材メーカーが広い裾野を形成
- ・川上・川下各々の階層において代替可能性を確保

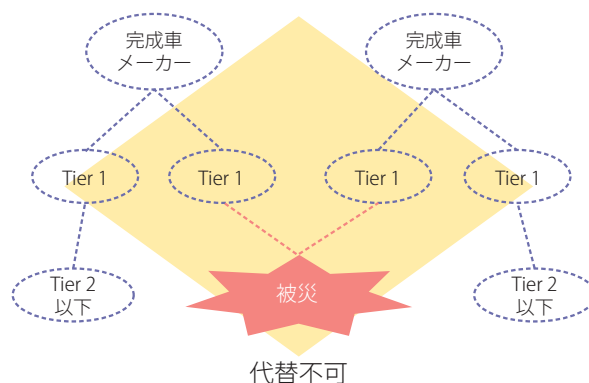


資料：経済産業省作成。

【実際】

ダイヤモンド構造

- ・特定事業者を生産が集中している部素材が存在
- ・当該事業者の被災により、サプライチェーン全体に影響が発生



第4-3-3-2 図 外国政府からの日本企業誘致

問. 震災後、海外から企業誘致があった or 強まったか

- ○11 社 / 161 社が、「あった」 or 「強まった」と回答
 ○上記回答企業が誘致された国 or 企業
 中国 4 社、韓国 2 社
 シンガポール・タイ・マレーシア・米国・カナダ 各 1 社

(注) 誘致された国等を回答しない企業もあり、合計は 11 社にならない。
 (出所) 経済産業省「東日本大震災後のサプライチェーンの復旧復興及び、空洞化実態緊急アンケート調査」より

【各国政府等の動向】

韓国 A 市	5 月、日本企業投資誘致団を派遣する。法人税 3 年、所得税 7 年の免除などを検討している。
韓国 B 市	大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) を仲介役として 1 : 1 で相談に応じる予定。合併や合作企業の設立も含め、引き続き誘致を推進していきたい。
中国 C 市	(震災後の日系企業への慰問を目的とした訪問を通じて) 「日系企業が産業転換を加速させようとしていることを知った。 日系企業を誘致するチャンスであり、交通・水力発電、人材、技術等において他都市より優れていることをアピールしたい」

(出所) 各種報道より経済産業省作成

資料：経済産業省作成。

各国政府が立地獲得競争を行っている産業分野の例



太陽光パネル



電気自動車



リチウムイオンバッテリー

第4-3-3-3 図 中韓の部品・素材企業獲得戦略



➤ 「部品・素材競争力総合対策」を策定。

- ① 10 大核心素材について、2018 年までに
 約 1 兆ウォン (約 800 億円) の R&D を投入。
- ② 韓国産業銀行を中心として、3000 億ウォンの
 部品・素材ファンドを設立。海外部素材企業の
 買収を狙う。

10 大核心素材 WPM (ワールド・プレミア・マテリアル)

1. 親環境スマート表面処理鋼板 (ポスコ)
2. 輸送機器用の超軽量マグネシウム素材 (ポスコ)
3. エネルギー節減・変換用の多機能性ナノ複合素材 (LG 化学)
4. 多機能性高分子メンブレイン素材 (コーロン FM)
5. フレキシブル・ディスプレイ用プラスチック基板素材 (第一毛織)
6. 高エネルギー二次電池用電極素材 (サムスン SDI)
7. バイオメディカル素材 (アミノロジクス)
8. 超高純度シリコンカーボン素材 (LG イノテック)
9. LED 用サファイア結晶素材 (サファイアテクノロジー)
10. 炭素低減型ケトン系プレミアム繊維 (晩星)



- 次世代自動車を戦略分野として、電気自動車のナショナルチームを結成。重要部品産業を育成。
- 中国の自動車メーカー BYD は 2012 年 10 月～12 月に欧州に電気自動車 (EV) などの新エネルギー車を輸出すると発表 (11 年 3 月)

資料：経済産業省作成

大震災からの復興に悪影響を与えかねないことから、企業の投資を国内に誘引するための即効性のある対策が強く求められた。

実際に、東日本大震災復興対策本部によりとりまとめられた「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日)では、供給網 (サプライチェーン) の中核的な部品・素材分野と、将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対して、国内立地補助を行うことが明記された。基本方針等を受け、平成 23 年度第 3 次補正予算により、過去の経済対策で措置され高い効果を上げていた低炭

素型雇用創出産業立地推進事業費補助金を大幅に拡充した国内立地補助金が措置された。具体的には、過去の立地補助金に比べ、予算額を大幅に拡充し総額 5,000 億円規模としたほか、対象分野についても低炭素産業に限らずサプライチェーンの中核的な部品・素材分野と、高付加価値の成長分野とした。なお、国内立地補助金は、供給網 (サプライチェーン) の中核的な部品・素材分野と、将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点に対する補助金 (国内立地推進事業費補助金：2,950 億円)、研究開発拠点向けの補助金 (先端技術実証・評価設備整備費等補助金 等：350

億円)、福島県における原発災害からの復興に必要な補助金(ふくしま産業復興企業立地補助金:1,700億円)から構成されている。

平成23年11月21日に第3次補正予算が成立し、11月29日には、国内立地推進事業費補助金の一次公募が開始された。一次公募では748件の申請が寄せられ、雇用創出効果のほか、海外流出懸念の大きさ、サプライチェーンの強靱化への貢献、競争力・技術力、地域経済への波及効果などの観点について、第三者委員会において審査した結果、245件が採択されることになった。1次公募により採択された事業が実施されることで、補助額の約6倍に及ぶ約1兆2,600億円の設備投資の呼び水となり、すそ野産業に対して毎年約4.9兆円の需要創出効果が期待されている。また、すそ野産業も含めて約20万人の雇用創出が期待されている。

(2) 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進

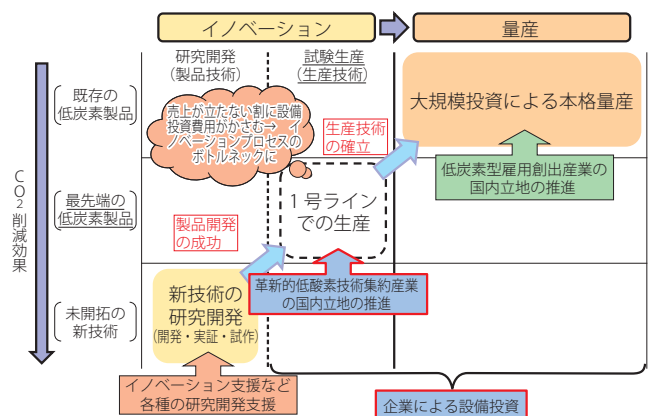
① 革新的低炭素技術集約産業の意義

我が国の産業の競争力を維持、強化するに当たって、電気自動車向けの次世代高容量リチウムイオン電池や、現在の蛍光灯の2倍近い発光効率のLED照明など、CO₂削減効果の高い低炭素技術のイノベーションを今後とも生み出し続けることが必要である。そのためには、こうした世界最先端の革新的な低炭素製品について、研究開発から本格的な量産にいたるイノベーションプロセスを加速化することが重要になる。もっとも、本格量産に向けた生産技術を確立するために、開発に成功した革新的な低炭素製品について、最初の生産ライン(いわゆる、1号ライン)の構築は特に不可欠であるが、設備投資費用がかさむことが、イノベーションプロセスにおいて大きなボトルネックとなっている。そのため、LEDやリチウムイオン電池など、将来のCO₂削減ポテンシャルが大きい分野に限定して、最初の生産ラインの設置に係るものに限り、国内投資を政府が集中的に支援する革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進事業を実施することが求められている。先述の震災後の緊急的な措置に加えて、我が国における研究開発の継続的な支援が必要になる(第4-3-3-4図)。

② 革新的低炭素技術集約産業の国内立地推進事業の概要

平成23年度は、革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進事業に要する経費として71.4億円の予算を計上した。公募の結果、リチウムイオン電池、太陽

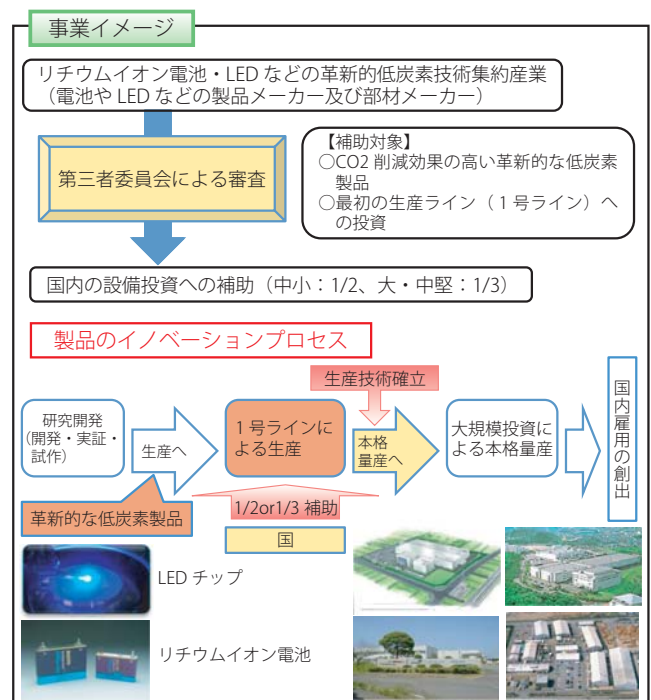
第4-3-3-4図 革新的低炭素技術集約産業の概念図



資料：経済産業省作成。

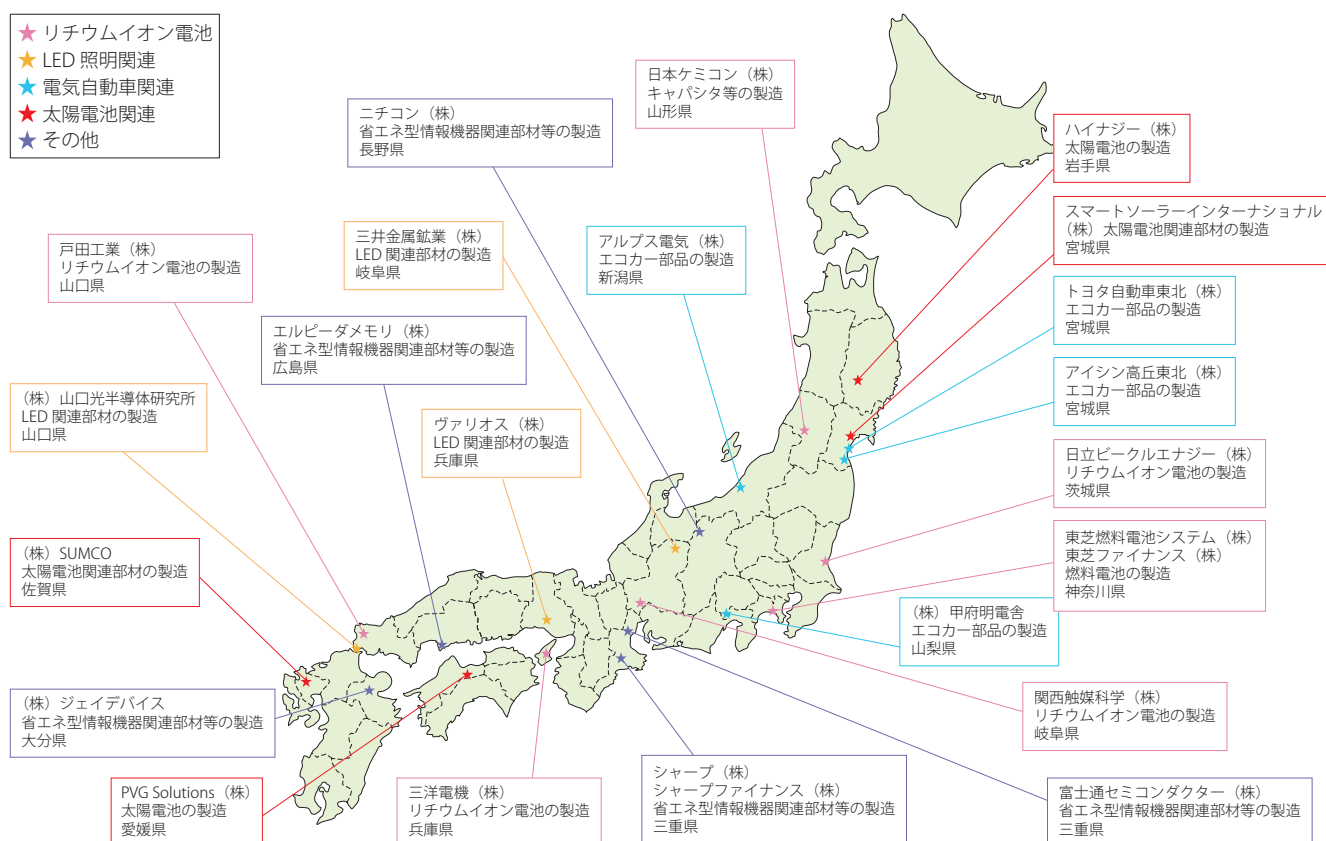
電池、LED及びそれら関連部材など、将来の低炭素型社会を担う技術分野の1号ラインに係る設備投資22件が採択された。1号ラインの設備投資に対する支援を行うことで、本格量産へ向けた生産技術が確立されていくことが期待される。平成24年度においても、革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進事業に要する経費として70.8億円の予算を計上しており、今後も継続して事業を実施する予定である(第4-3-3-5図、第4-3-3-6図)。

第4-3-3-5図 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進事業イメージ



資料：経済産業省作成。

第4-3-3-6図 革新的低炭素技術集約産業の国内立地の推進事業の採択実績



資料：経済産業省作成。

4. 我が国経済を支える新規産業の創出に向けて

人口構造が変わり社会が成熟していく中で、我が国が持続的な経済成長を実現するためには、新規産業の創出を通じた産業構造の転換が不可欠であり、新規産業が成長しやすい環境の整備を進めることが要諦になる。

① 新産業創出と産業構造の転換（「一本足」から多様な稼ぎ頭の「八ヶ岳」構造へ）

自動車産業に依存した「一本足打法」の産業構造から、多様な稼ぎ頭による「八ヶ岳」の産業構造への転換は、リーマンショック以降求められてきた課題である。目下の円高による空洞化懸念を払拭するためにも、新たな産業の創出がより一層強く求められている。

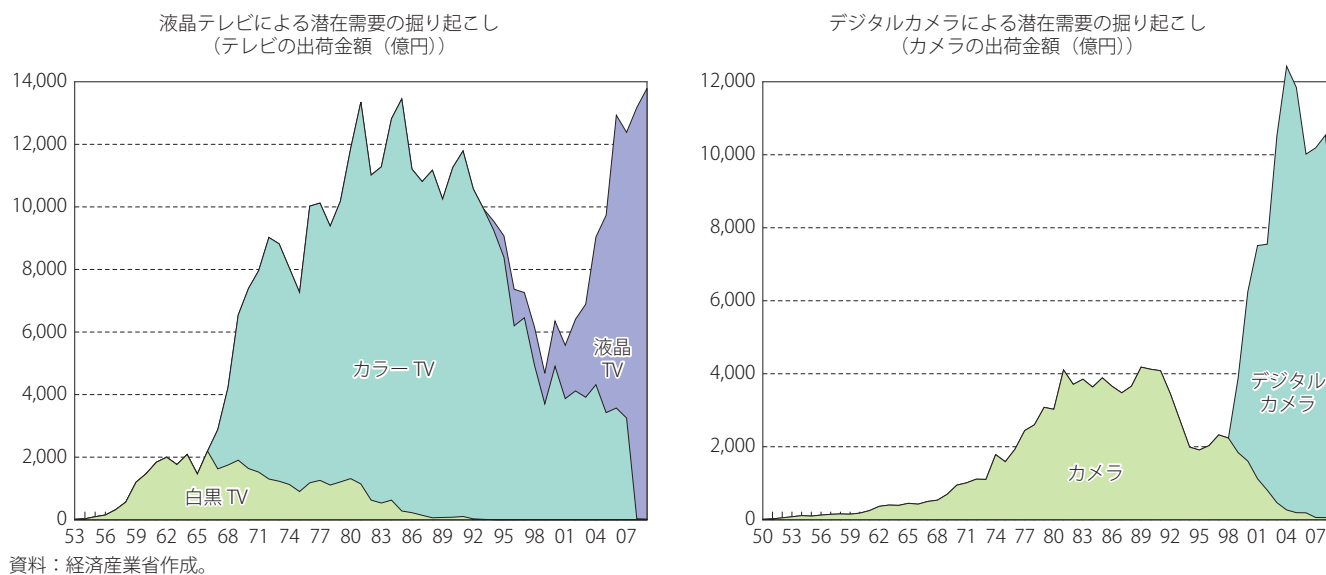
国内需要は、経済成長に伴って「物質的な豊かさ」が満たされ、「成熟した豊かさ」への社会的ニーズが高まりつつあり、新産業の成長の芽が存在している。潜在需要を掘り起こすには、「成熟した豊かさ」を満たす産業を創出することが重要である。これらの産業

は、日本と同様に経済が成熟した欧米先進国や、今後成熟が見込まれる、アジア・新興国等にも輸出できる可能性がある。

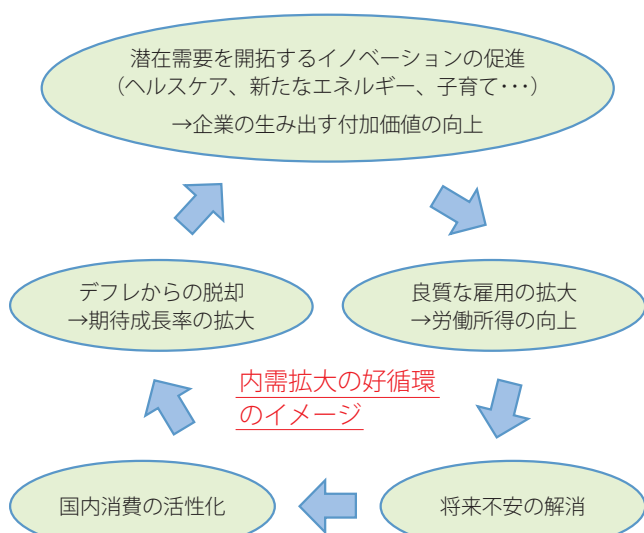
我が国企業には、これまでもイノベーションによって、潜在需要を開拓してきた実績がある。例えば、2000年代は、液晶テレビやデジタルカメラなど画期的な商品の登場により、飽和していた内需が活性化された（第4-3-4-1図）。

このような潜在需要を開拓するイノベーションや規制緩和を促進することで、①企業の生み出す付加価値の向上、②良質な雇用の拡大と労働所得の向上、③将来不安の解消、④国内消費の活性化、⑤デフレからの脱却という「内需拡大の好循環」が形成される。このため、今後、潜在内需を掘り起こし成長する可能性が高いと考えられる分野を、新たな産業の柱として育てていくことが重要である（第4-3-4-2図）。

第4-3-4-1 図 潜在需要の掘り起こし（テレビ、カメラの出荷金額）



第4-3-4-2 図 内需拡大の好循環図

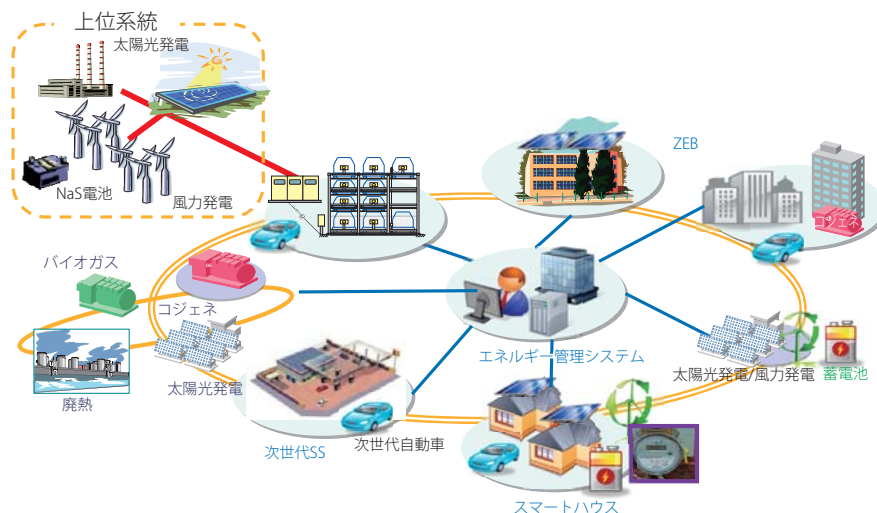


資料：経済産業省作成。

② 3つの成長産業分野

今後の成長分野を考える上で、3つの分野で大きな成長が期待できる。第一に、日本社会が直面している課題を解決する産業（課題解決型産業）が挙げられる。我が国は世界の中でも少子高齢化が進展しており、医療周辺のヘルスケアサービスや子育てサービスの拡充が必要である。また、アジアを始め海外に売り出していくことも可能である。医療機器についても、中小製造業の持つ優れた技術も活用すれば輸出産業となる可能性がある。また、震災以降、エネルギー制約が高まった我が国においては、省エネルギー、新エネルギーの推進が強く求められている。蓄電池などの機器開発、スマートコミュニティの本格導入に向けた新たなビジネス創出など、新たな成長産業として支援していく（第

第4-3-4-3 図 スマートコミュニティイメージ



資料：経済産業省作成

第4-3-4-4図 経済社会課題対応の促進に関する法律案の概要

法案の概要

我が国の経済社会の持続的な発展のための新たな課題に対応することの必要性が高まっている中で、その重要性が増大している経済社会課題対応事業を促進するため、実施に必要な資金の調達の円滑化に関する措置や特定製品及び特定役務の需要開拓を図る措置を講ずる。

措置事項の概要

特定製品・特定役務

エネルギーの利用の制約への対応や就業者数の増加又は維持その他我が国の経済社会の持続的な発展のために特に重要な新たな課題に対応することに資する製品又は役務であって、その需要の開拓を行うことが国民経済の健全な発展に必要であるもの

特定製品の例

- ・再生可能エネルギー・省エネルギー等に係る機械・装置及びその部品・素材（太陽光発電設備、電気自動車、蓄電池、炭素繊維等）
- ・育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進等、就業者数の増加・維持に資する製品（介護ロボット、テラーメイド型人工関節、医療用診断装置等）

特定役務の例

- ・エネルギーの消費削減や負荷平準化等エネルギーの利用の制約への適応又は緩和に資するサービス（BEMS/HEMS等のエネルギーマネジメント、電力ピークカットマネジメント、熱電併給、電気自動車急速充電サービス等）
- ・育児又は家族介護の補助、健康の保持及び増進等、就業者数の増加・維持に資するサービス（保育と学習指導と送迎とを一体で行う異業種連携学童サービス、医療機関と連携した運動指導・配食サービス、職業能力開発サービス等）

特定事業

特定製品の製造等を行う事業や特定役務の提供等を行う事業のうち、高度な技術の利用、異分野事業との有機的な連携、顧客情報の適切な管理等により、特に我が国産業活動の発展及び改善に資する事業

主務大臣が基本方針・事業別指針（雇用管理への配慮や異分野連携に係る関係機関の協議）を策定。

→主務大臣が、特定事業に係る計画を認定。以下の支援措置を講ずる。

認定特定事業計画への支援措置

資金の支援（認定事業者に対し、中小企業信用保険法の特例、指定金融機関によるツーステップローン、中小機構による債務保証などの企業の資金調達の支援措置を設け、事業の円滑な実施を促進）

需要開拓のための措置

需要開拓支援法人による支援（事業者の倒産等により特定製品のリース料の回収が不可能となったリース会社に対し残リース料の一部を保証、特定製品又は特定役務に関する品質評価・情報提供を行い、特定製品及び特定役務の需要開拓を促進）

資料：経済産業省作成。

第4-3-4-5図 クリエイティブ産業の海外展開

【クリエイティブ産業の海外展開】

1. クール・ジャパンの海外売込み

〈具体的事業内容〉

- ・FS調査
- ・テストマーケティング
- ・広告・宣伝
- ・ビジネスマッチング 等

〈重点市場〉

- ・アジア（中国、インド、東南アジア）
- ・欧米
- ・ブラジル 等

日本から

官民連携

①売り込み
（ビジネスモデル
構築）

②海外での
環境整備

世界へ

2. 政府間及び国際的官民対話を通じた海外での事業環境整備

- ・他国政府とのクリエイティブ産業の協力強化に係る覚書締結 等

資料：経済産業省作成

4-3-4-3図）。

これらの課題解決型産業の創出を支援するため、現在国会に「経済社会課題対応事業の促進に関する法律案」を提出しているところであり、金融支援等を通じて新た

な産業の柱として育てていく（第4-3-4-4図）。

また第二に、我が国の成熟した文化や感性を活かした産業（クリエイティブ産業）も前述したように、今後の日本の大きな強みとなり得る（第4-3-4-5図）。

第4-3-4-6 図 3つの成長産業分野



資料：経済産業省作成。

第三に、次世代自動車・航空機・宇宙産業等の先端産業についても、長期的な新産業創出の芽となる。既存技術の延長とは異なる画期的な技術を生み出し、実用化につなげる仕組みを構築するとともに、「技術で勝って事業でも勝つ」ための国際標準化を推進する(第4-3-4-6図)。

このような新産業の成長を実現させていく一方でグローバルな競争は日々激しさを増しており、国内では

立地競争力の低下による空洞化への懸念が拡大している。このため、新産業創出に加え、国内立地補助金等による空洞化対策や、経済連携の推進等による世界水準の事業環境整備についても取り組まなければならない。我が国は正念場にさしかかっている。今まさに、多岐に亘る施策を実施することが求められている。

むすび

(世界経済の概観)

世界経済は2011年後半以降、欧州債務危機の深刻化や米国経済の減速懸念の顕在化、新興国の金融引締め効果等により全体として減速した。欧州債務危機については、貿易面、金融面を通じた新興国等世界への波及が懸念されたが、2008年から2009年の世界経済危機に比べるとその影響は足下、限定的なものにとどまっている。

2012年に入り、欧州債務危機が各種の政策対応により一定の落ち着きを取り戻し、良好な天候要因等を反映して米国経済の一部指標に明るい兆しも見えたが、世界経済の先行き不透明感払拭できていない。財政再建や銀行の資本増強などの当面の課題に加え、各国間の競争力格差の拡大という構造問題を抱える欧州の債務危機再燃の可能性は依然として大きなリスク要因であり、また住宅市場や雇用において力強さを欠く米国経済の動向を慎重に見極める必要がある。加えて中国経済に減速の動きが見られることや、原油価格を始めとする資源価格の動向についても注意を要する。

(我が国を巡る2011年の通商環境)

我が国にとって、2011年は通商環境に大きな影響を与える歴史的なできごとの続いた年となった。3月の東日本大震災の被害により、我が国企業が築いてきたグローバル・サプライチェーンが寸断され、その影響は我が国のみならず世界各地に及んだ。夏場にかけて円高が進行し、更に10月末にはドル円レートで史上最高値を更新した。夏以降、欧州債務危機が深刻化し、世界経済の減速により我が国の輸出の下押し要因となった。10月にはタイで発生した歴史的な洪水により、タイに進出する日系企業とそのサプライチェーンは大きな被害を受けた。そして、2011年の我が国の貿易収支は、暦年ベースで31年ぶりの貿易赤字を記録した。こうした中で、産業空洞化に対する懸念が改めて高まった。

(我が国の貿易・投資構造と変容)

我が国の貿易構造は、2000年代になって大きく変化した。我が国企業の海外展開により、東アジアを中心とする国際的な生産分業への統合を深め、中間財貿易が輸出入とも大きく増加している。そのため、おおむね10%前後で推移していた輸出額の対GDP比も、

約15%にまで拡大した。かつて「フルセット型」といわれた産業構造は変容を遂げ、国内生産にとって輸入による中間財の供給と外需による生産誘発の双方の重要性が増している。ただし、これをドイツと比較すると、こうした国際分業への統合度合いは依然として低い水準にある。

タイにおける大洪水は、3月の大震災とともに、我が国企業が築いてきたサプライチェーンの広がりや、我が国経済と東アジア分業体制との結びつきを鮮明に印象づけるものとなった。その後、サプライチェーンの急速な復旧に伴い、各地の生産は従前の水準を取り戻してきており、立地拠点としての魅力も変わっていないが、リスク分散のため調達先の見直しの動きも出てきている。

(31年ぶりの貿易赤字と歴史的円高から見えてくる構造的課題)

2011年の我が国を巡る通商環境の厳しさは、31年ぶりの貿易赤字に象徴されている。その要因の半分程度は輸入価格の上昇によるものであり、残る半分が輸出量の減少と輸入量の増加によるものである。即ち、2010年末からの中東の政治情勢の不安定化を受けて、原油価格が高騰したこと、それにもかかわらず代替燃料としてLNGの輸入数量が増加したことが、貿易赤字化の主たる要因となり、これらに大震災による供給制約、歴史的円高、世界経済の減速等による輸出数量の減少が加わる形となった。

2011年の歴史的円高は、我が国の空洞化懸念の一つの材料となった。今回の円高局面は、資源高騰による輸入物価の上昇が厳しく、交易条件の改善を伴っていない。こうした円高の進行と交易条件の悪化の併存が、我が国輸出企業の収益力に大きな悪影響を与えていると見られる。交易条件の悪化は韓国においてさらに強く見られ、韓国からの輸出価格も大きく低下してきていることから、韓国を始めとする東アジア諸国の台頭により競合関係が激化し、我が国の輸出企業が厳しい価格競争を強いられてきていることが示唆される。他方、ドイツを見ると、輸出物価、輸入物価とも安定的な動きを示しており、輸出企業の収益力に大きな低下は見られない。価格競争に巻き込まれることなく、技術やブランドによる差別化で一定水準の輸出価格を確保するドイツ企業の戦略も一因と考えられる。

これは、個々の企業の収益性を強化するとともに、資源価格の高騰や為替変動に翻弄されない強い経済構造を作るための一要素となっている可能性がある。

(我が国企業の海外事業展開の広がりや成長機会の取り込み)

我が国企業の海外事業展開は、大規模製造企業によるグローバル・サプライチェーンの展開というイメージでは捉えきれない広がりが見られ始めている。輸出や対外直接投資は中小・中堅企業にも広がってきており、またこれまで「内需型」と言われてきたような非製造業等の業種の中でも海外事業活動への積極的な取組が見られる。地理的には北米・欧州への投資はシェアとしては低下傾向にあり、中国等のアジアへの投資が急増し、またこれら地域の市場としての重要性の増大を反映して卸売業・サービス業や、製造業でも卸売機能の海外事業展開が目立ってきている。

他方、我が国では「6重苦」と呼ばれる事業環境の悪化が強く意識され、また日本企業が対外M&A等、対外直接投資を強化する動きが見られたこともあって、産業空洞化への懸念の高まりが見られた。一般的には、対外直接投資と国内の事業活動は代替的というよりも補完的と考えられる場合が多く、現段階で対外直接投資が国内の生産や雇用の減少に結びついているという明確な証拠には乏しい。しかし、今後、我が国経済の成長力が減退し、新たな雇用機会へのシフトが進んでいかない場合には、国内の事業活動を海外へ代替する空洞化現象への懸念が現実のものとなる可能性にも留意する必要がある。他方、海外事業展開は、企業内の資源配分の効率化、技術・ノウハウの波及効果、研究開発インセンティブの高まり等、国内事業の生産性の向上やイノベーションの促進につながる機会となるものである。海外事業展開の裾野を今後さらに広げていくことが、新たな成長機会となっていく可能性がある。

(サービス業の海外事業展開の可能性)

特にサービス業に着目すると、現状では我が国は輸出・輸入額とも主要国と比べて大きくはなく、収支としては赤字を計上しているが、赤字幅は縮小傾向にあり、対アジアでは既に黒字化しているなど、変化の兆しも見られる。近年では、我が国独自の価値により差別化を図ることで海外市場でも一定の評価を得るサービス業の事例が出ている。我が国サービス業が培って

きたノウハウやブランドといった無形の価値を、海外に向けて発信していく余地があることを示していると考えられる。更に、サービス機能と製造業との結びつきによる製品の高付加価値化や競争優位の強化も期待される。

(事業環境整備に向けたドイツ、韓国の取組)

こうした海外事業展開を、国内の成長力へと取り込んでいくためには、国内の事業環境の整備が不可欠である。この点、ドイツや韓国による取組が参考になる。ドイツはEU域内の為替リスクのない単一市場のメリットを享受するだけでなく、労働市場改革、法人税引き下げや研究開発促進等の事業環境整備に取組、ドイツ企業の競争力強化に寄与した。韓国も、大企業に加え中小企業も含めて国内企業の海外事業活動を積極的に支援し、海外市場における存在感を拡大する一方で、法人税引き下げ、自由貿易協定、起業促進等の事業環境の改善を進めるとともに、国内産業高度化を積極的に支援してきている。我が国においても経済連携の促進や立地補助金といった事業環境の改善の取組や、平成23年度税制改正における法人実効税率の5%引き下げ等により我が国企業の競争力強化を進めているところであるが、こうした取組以外にも諸外国は様々な取組を行っており、我が国も学ぶべき点が少なくない。

(終わりに：貿易立国の今日的意義)

「貿易立国」という言葉は今日頻繁に使われているが、元来は戦後復興の方向性を議論する中で提示された考え方の一つであり、「一国経済の問題を世界的な規模の上で解決すること」を主張するものであった。「一国経済の問題」は、時代によって変わりうる。「貿易立国」についてまとめた記述を置いている1976年通商白書では「我が国経済の安定的発展を図り、国民生活の向上を確保していくためには、貿易の安定的発展が必要不可欠である」とし、「内外経済の動きにダイナミックに対応するとともに(中略)より高度な国際分業関係を形成していくことが要請される。これが貿易立国日本の進む道であろう。」と論じている。

2011年は、稀に見る厳しい通商環境の年となったが、そうした中でも財・サービスを通じて我が国独自の価値を海外に対して発信し、成長力を国内に取り込んでいこうとする動きに広がりが見られる。この白書を通じて「貿易立国」の今日的な意義への理解を深める一助となることが期待される。